

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第41条 5Gサービス、Xiサービス、FOMAサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している5G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 当社は、前9項の規定によるほか、5G契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、5G契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>第42条～第43条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第9章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和4年3月16日経企第3211号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。 (経過措置)</p>	<p>第1章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第41条 5Gサービス、Xiサービス、FOMAサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している5G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第42条～第43条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第9章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

X i サービス - ビス 契約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第45条 X i サービス、5 Gサービス、F O M Aサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5 (通信の優先的取扱いに係る機関名) に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることができます。</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 当社は、前8項の規定によるほか、X i 契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、X i 契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。</u></p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第46条～第46条の2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節～第4節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第10章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和4年3月16日経企第3211号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第45条 X i サービス、5 Gサービス、F O M Aサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5 (通信の優先的取扱いに係る機関名) に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることができます。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第46条～第46条の2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節～第4節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第10章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 4 年 3 月 16 日 経 企 第 3211 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 4 年 3 月 24 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経 企 第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則第 3 項 7 号エの次に次のオを追加します。 オ 当社は、アからエの規定によるほか、F O M A 契約者、F O M A コピキタス契約者及び F O M A 位置情報契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、F O M A 契約者、F O M A コピキタス契約者及び F O M A 位置情報契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。</p>	